

平成 30 年度「大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電補助事業」の審査基準について

1. 審査の考え方

応募のあった本事業の事業計画書について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領第 2 及び大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、その結果を踏まえ、大阪府が予算の範囲内で事業者を決定する。

2. 審査基準

- ① これまで地域における環境活動を積極的に実施しているか。
- ② 経費に妥当性があり、かつ計画に実行性があり、景観等の環境面に配慮されているか。
- ③ 計画している環境活動が、地域環境の保全・創造につながる行動を促すものとなっているか。
- ④ 広く府民に対して、太陽光発電導入への波及や P R 効果が期待できる計画となっているか。
- ⑤ 複数の地域団体との連携や、幅広い主体からの協力等、地域に支持された計画であるか。

3. 審査方法

- (1) 審査にあたっては、提出者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて行う。
- (2) 応募のあった事業は、上記基準を踏まえ次の項目ごとに審査及び評価を行う。

審査項目	評価の基準	配点
① 公益的団体の活動状況	・地域における環境活動を積極的に実施しているか。 ・団体が予定している活動内容に積極的な環境活動が含まれているか。	20
② 事業手法の適切性	・経費に妥当性があるか。 ・計画に実行性があり、景観等の環境面に配慮されているか。	20
③ 事業内容の環境保全・創造への寄与	・計画している環境活動が、地域環境の保全・創造につながる行動となっているか。	20
④ 波及・P R 効果	・広く府民に対して、太陽光発電導入への波及や P R 効果が期待できる計画となっているか。	20
⑤ 地域からの支持	・複数の地域団体との連携や、幅広い主体からの協力等、地域に支持された計画であるか。	20
評価点合計		100

- (3) 審査にあたっては、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会出席委員による審査を行い、部会としての評価点を決定し、その結果を踏まえ、大阪府は原則として高得点の事業から上位 2 事業を採択する。なお、同点となった事業については、部会の審議により順位を決定する。
- (4) 審査の結果、部会としての評価点が 60 点未満となった事業は、原則として採択しない。また、委員に対して不正行為目的の接触を行った団体の事業については、審査対象から除外することとする。